○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月二日から同月六日及び同月十日（予備、同月十一日及び同月十二日）の毎日〇八〇〇から一八三〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月二日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十六号

海上における火薬の水中爆破訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月十日から同月二十二日までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区域　硫黄島周辺の次の一の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びに次の二の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域

一　(ア)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒

(イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒

(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(エ)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒

(オ)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒

(カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒

二　(ア)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

(イ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(ウ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒

(エ)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒

(ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒

(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　爆破訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、爆破海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年五月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　都市計画事業の種類及び名称　県南都市計画道路事業３・３・３０２号国道４号線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　福島県郡山市安積荒井一丁目５番地（国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）

四　事業地の所在　収用の部分　福島県西白河郡矢吹町北浦、新町、花咲、大町、中町、舘沢、本町、滝八幡及び北町地内　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南地内　使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年五月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　都市計画事業の種類及び名称　県中都市計画道路事業３・３・１号国道４号線

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事務所の所在地　福島県郡山市安積荒井一丁目５番地（国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所）

四　事業地の所在　収用の部分　福島県岩瀬郡鏡石町久来石南、久来石及び笠石地内　使用の部分　なし